

福島県合併市町村支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 県は、市町村合併を契機として行う、地域の特性を生かした新しいまちづくりを支援するため、合併市町村(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第2条第2項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。)第2条第2項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。)等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金事業者)

第2条 交付金の交付対象となる事業者(以下「交付金事業者」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 平成22年3月31日までに合併した合併市町村
- (2) (1)に係る合併申請を行った合併関係市町村(合併特例法第2条第3項及び合併新法第2条第3項に規定する合併関係市町村をいう。以下同じ。)

(交付対象事業及び交付対象経費)

第3条 交付対象事業は、交付金事業者が実施する次の各号に掲げる趣旨に沿った事業(交付決定前に着手した事業を含む。)とする。

- (1) 合併市町村の一体性の確保
- (2) 合併市町村の均衡ある発展
- (3) 旧市町村単位での地域の振興
- (4) 広域的、効率的行政サービスの提供

2 交付対象経費は交付対象事業の実施に要する経費のうち、知事が必要と認めるものとする。

(交付期間)

第4条 交付金の交付期間は、合併市町村については合併の日からその6カ年を経過した日の属する年度の末日までとし、合併関係市町村については合併申請の日から合併の日の前日までの期間とする。

(交付金の額等)

第5条 一つの合併市町村に交付する交付金の総額(以下「交付総額」という。)は、合併関係市町村数に1億円を乗じて得た額を上限とし、その額には、合併関係市町村に交付した交付金の額を含むものとする。

2 各年度において交付する交付金の額は、当該年度の交付対象事業に係る交付対象経費の額(その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内で、交付

総額の概ね6分の1とし、当該年度の予算の範囲内で知事が定める額とする。

- 3 合併市町村が交付金の交付期間中に新たに他の市町村と合併する場合(以下「再合併」という。)は、交付金の交付対象となった合併と当該再合併を合わせて合併1件とみなして、第1項の規定を適用する。

(交付金の交付申請等)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、福島県合併市町村支援交付金交付申請書(第1号様式)とし、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、交付対象経費の20%以内の額の変更で、かつ交付金の額に変更を生じないものとする。

(変更の承認)

第8条 規則第6条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、福島県合併市町村支援交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に事業計画書(第2号様式)を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、福島県合併市町村支援交付金事業変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることのできる期間)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付金事業者が交付金交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付金の交付方法)

第10条 知事は、事業遂行上必要と認めるときは、この要綱に定める交付金について、概算払の方法により交付することができる。

- 2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、福島県合併市町村支援交付金概算払請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 交付金の全額について概算払を受けた交付金事業者は、規則第11条の規定による事業の状況報告を、福島県合併市町村支援交付金事業実施状況報告書(第6号様式)により、四半期ごとにその翌月10日までに行わなければならない。

(完了報告)

第12条 交付金の全額について概算払を受けた交付金事業者は、事業が完了したときは、速やかに福島県合併市町村支援交付金事業完了報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県合併市町村支援交付金事業実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日(交付金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月15日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 事業成果書(第9号様式)

(2) 収支精算書(第10号様式)

(交付金の交付の請求)

第14条 交付金交付の決定の通知を受けた交付金事業者は、事業が完了した場合は、福島県合併市町村支援交付金交付請求書(第11号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1に定められている財産の耐用年数に相当する期間とし、同条同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、その取得価格が50万円以上のものとする。

(会計帳簿等の整備等)

第16条 交付金の交付を受けた交付金事業者は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(提出書類の部数)

第17条 交付金事業者が、規則及びこの要綱に定めるところにより提出する書類の部数は1部とする。

(交付金の財源上の取扱い)

第18条 交付対象事業に国庫補助金、地方債等の特定財源を充当する場合は、当該特定財源を充当した後の交付金事業者の負担額に対して交付するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。